

平成30年度 小牧市民健康づくり新規・拡充事業

1 協会けんぽ集団特定健診と小牧市集団がん検診を同時開催 新規

(1) 目的

協会けんぽの特定健診の受診者数及び小牧市のがん検診の受診者数を増加させるため同時開催をし、お互いの受診率の向上を図る。

(2) 事業概要

平成30年12月4日（火）保健センターを会場として協会けんぽ集団特定健診と胃がん検診・大腸がん検診を同時開催。

2 第2次健康日本21こまき計画重点施策「糖尿病重症化予防」 新規

(1) 目的

市民が積極的に健康づくりに取り組み、社会全体がそれを支援する、元気でいきいきとした長寿社会を目指して、糖尿病重症化予防の取り組みとして広く市民に糖尿病について周知を図り、早い段階からの予防に努めます。

(2) 事業概要

11月の世界糖尿病デーにちなんで、糖尿病についての市民講座を開催し、広く市民に糖尿病について周知、理解を図ります。

3 青年期出前講座「女性ホルモンとカラダのトリセツ講座」 拡充

(1) 目的

更年期を今後迎える世代を対象に、これから起こるからだの仕組みを理解し、自分の健康に関心を持っていただくことで、心身ともに充実した生活が送れるようにする。

(2) 事業概要

青年期の10人以上の団体の申し込みで、利用している会館などに更年期トータルケアアドバイザーを派遣し、講義と自律神経を整える体操の実技をお伝えします。

4 自殺対策計画の策定 新規

(1) 目的

誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現をめざすため、「生きることの阻害要因」を減らし、「生きることの促進要因」を増やすことを通じて、社会全体の自殺リスクの低下を図るための計画を策定する。

(2) 事業概要

・小牧市自殺対策計画策定委員会を設置し、平成30年度中に作成。

(平成28年4月施行の改正自殺対策基本法により、市町村において自殺対策計画の策定が義務化された)

・市民アンケート(7月実施)や自殺対策に関するデータ等を基に分析し、意見交換や検討をし、自殺対策の基本方針及び計画の策定をする。

5 予防接種スケジュールアプリの導入 新規

(1) 目的

子どもの予防接種は、種類が多く、種類により接種間隔、接種回数、接種年齢などが違い複雑なため、予防接種のスケジュール管理ができるアプリを導入し、保護者の負担を軽減する。

(2) 事業概要

予防接種のスケジュールを自動調整する。子どもの生年月日から、接種間隔や順番などを自動で調整し、予定を変更してもそれ以降の予定を全て自動調整するため、接種間違いを防ぐことができる。また、健診の案内や市からの案内・情報なども受け取ることができる。

6 母子保健型利用者支援事業 新規

(平成30年9月1日から実施)

(1) 目的

妊娠期から子育て期にわたる様々な悩みに対して切れ目のない支援体制を整備し、安心して妊娠・出産・子育てができる環境を作ることを目的とする。

(2) 事業概要

子育て世代包括支援センター(ラピオ3階)で親子健康手帳の交付を行う。妊娠届出時に全ての妊婦と面接し、ケアプランを作成し、サービスの

調整を図る。その後も出産や健診時といった節目に、ケアプランの見直しを行い、必要なサービス提供等の育児支援を行う。

9月1日以降は、今まで保健センター及び各支所で交付していた親子健康手帳の交付を子育て世代包括支援センターにおいて実施する。

7 産婦健康診査（2回）事業および新生児聴覚検査事業 新規

（平成30年4月1日から実施）

(1) 目的

ア 産婦健康診査：産後の母親の健康管理を目的とする。

イ 新生児聴覚検査：疾病の早期発見・早期対応を目的とする。

(2) 事業概要

産婦健康診査（2回）及び、新生児聴覚検査にかかる費用の助成。

9月1日からは子育て世代包括支援センターにおいて実施する。

8 産後ケア事業 新規

（平成30年9月1日から実施）

(1) 目的及び事業概要

産後に心身の不調又は育児不安があり、家族等から支援が得られない産後4か月未満の産婦とその児を対象に心身のケアや育児のサポートを行い、安心して育児ができるように支援する。

ショートステイ、デイケア共に市内医療機関に委託して実施予定。

（所得に応じた利用者負担あり）

9月1日からは子育て世代包括支援センターにおいて実施する。

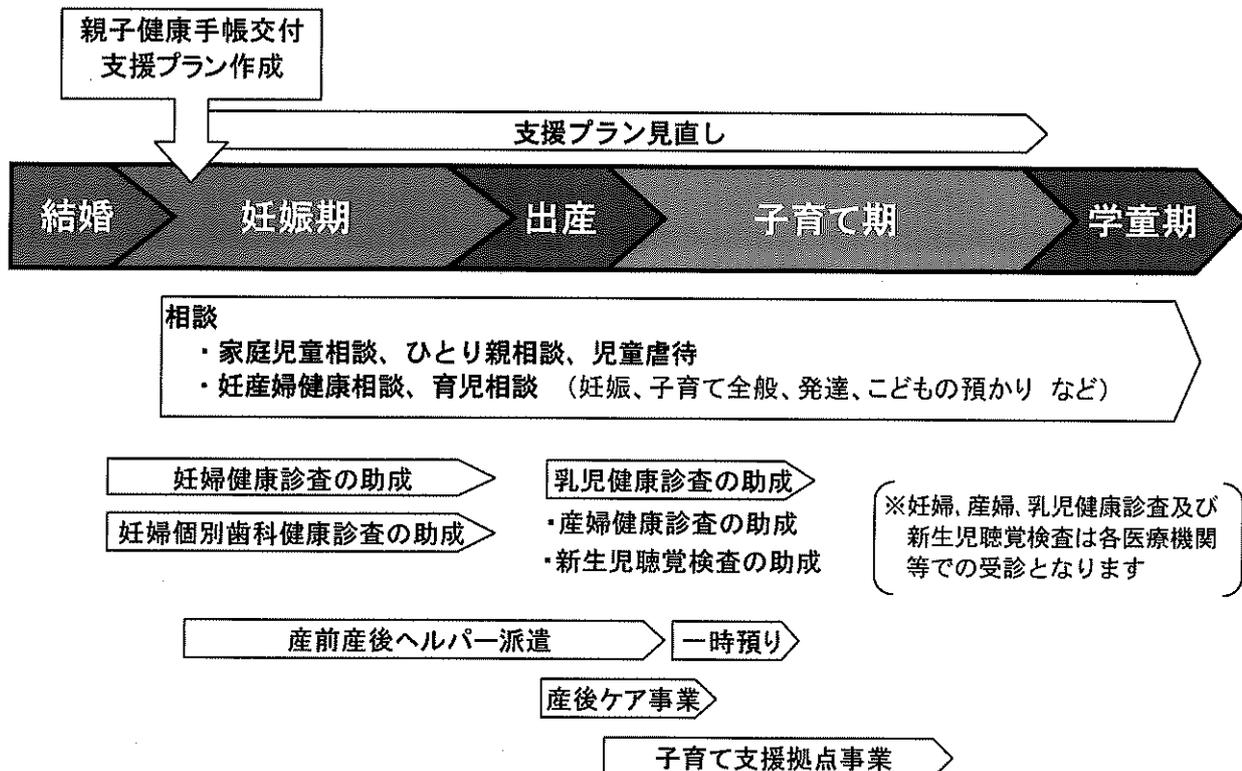
子育て世代包括支援センターについて

- 【開設日】 平成30年9月1日
- 【開館時間】 9時30分から16時30分まで
- 【休館日】 毎月第3火曜日、年末年始
- 【場所】 小牧市小牧三丁目555番地 ラピオ3階
- 【主な業務】

子育て世代包括支援センターでは、子育てや子どもの預かりなどに関する相談支援や子育てサービスの利用支援のほか、保健師等の専門職員が全ての妊産婦の状況を把握し、支援プランを作成するなど、妊娠期から子育て期にわたる総合的な子育て支援を行います。



【妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目ない支援の実施】



相談

- ・家庭児童相談、ひとり親相談、児童虐待
- ・妊産婦健康相談、育児相談（妊娠、子育て全般、発達、こどもの預かり など）

妊婦健康診査の助成

妊婦個別歯科健康診査の助成

乳児健康診査の助成

- ・産婦健康診査の助成
- ・新生児聴覚検査の助成

※妊婦、産婦、乳児健康診査及び新生児聴覚検査は各医療機関等での受診となります

産前産後ヘルパー派遣

一時預り

産後ケア事業

子育て支援拠点事業

業務の内容

保健センターから移管される業務

○親子健康手帳の交付

交付時に面談を実施して、今後の支援プランを作成し、支援プランは随時見直しを行います。

○妊婦、産婦、乳児個別健康診査事業

従来からの妊婦健康診査、妊婦個別歯科健康診査、乳児健康診査に加え、今年度から産婦健康診査、新生児聴覚健康診査の助成を行い、妊婦と胎児、産婦と乳児の疾病の早期発見、早期治療を図るとともに、健康意識を高め、よりよい出産、育児のスタートにつなげます。

こども政策課から移管される業務

○子育て支援拠点事業

乳幼児やその保護者が交流する場を設け、子育てに関する相談、情報の提供などの援助を行うもので、現在、中部公民館内にある、中央子育て支援センターや各児童館の子育て支援室で実施しています。中央子育て支援センター閉鎖後は、子育て世代包括支援センターで実施します。

○家庭児童相談、ひとり親相談

家庭児童相談では、こどものしつけ、養育、発達に関することや、学校生活、家庭環境など、こどもと家庭に関する相談を、ひとり親相談では、ひとり親家庭の経済上の問題、生活上の問題、福祉資金の貸付、就業に関する相談を受付けます。

○児童虐待

児童虐待に関する情報を受付けます。

新規事業

○産前・産後ヘルパー派遣事業

妊娠中から産後6ヶ月(多胎の場合は12ヵ月)にかけて、周りから支援が見込めない家庭に家事ヘルパーを派遣します。ただし、対象期間中40時間を上限(多胎の場合は50時間)とします。

利用者世帯の階層区分	利用者負担額
生活保護法の規定による被保護世帯	0円
前年の市県民税が非課税である世帯	1時間あたり350円
上記以外の世帯	1時間あたり700円

○産後ケア事業

産後うつ対策として、産後に心身の不調または育児不安があり、家族から支援が得られない産婦とその児を対象に安心して子育てができるよう、産婦人科医療機関等において、心身のケアや育児のサポートを行います。

利用者世帯の階層区分	利用者負担額	
	ショートステイ	デイケア
I 生活保護法の規定による被保護世帯	0円	0円
II 前年の市県民税が非課税である世帯	1,000円/日	500円/日
I、II以外で夫婦の合算所得が730万円未満	3,000円/日 (多胎加算300円/人)	2,000円/日 (多胎加算300円/人)
I、II以外で夫婦の合算所得が730万円以上	6,000円/日 (多胎加算600円/人)	4,000円/日 (多胎加算600円/人)

※ショートステイ:泊まり、デイケア:日帰り

○一時預り事業

子育て中の保護者のリフレッシュのため、9時30分から16時00分までの間の3時間を限度に生後6ヶ月から未就学のこどもをお預かりします。利用料金は3時間2,100円。定員は預かるこどもの年齢によって変動します。利用にあたっては、事前予約制です。